

[様式 2-1表]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増することを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願ひます。

つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

Form with fields for 奨学生番号, 学籍番号, 提出日, 生年月日, 大学(院), 学部, 学科(科), 年次, フリガナ, 氏名(自署), and a stamp area.

●変更後の借用金額を訂正する場合は本人印を押印してください。(変更後の借用金額を訂正する場合以外は本人印は不要です。)

変更後の借用金額 (予定・総額) 表

借用金額訂正方法は、『変更・訂正後の借用金額(予定)欄の訂正方法について』を参照してください。

※変更後の借用金額は、増額後の月額を反映させた貸与期間中に貸与される総額を右つめて記入してください。希望する奨学金月額とは異なります。
※本願(届)による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。
※第一種奨学金と併せて、2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより併給調整中の場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額より、本紙に記載された変更後の借用金額が多い場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額とみなします。

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

Main form for monthly change with sections for 本人現住所, 生計維持者住所, 併給調整, 変更内容, 増額始期, and 従前の奨学金月額.

■ 保証制度 ※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

保証制度 section with fields for 人的保証 and 機関保証, including 住所, 電話番号, and 氏名.

■ 本人が未成年者の場合のみ記入
上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

Form for minors with fields for 親権者住所, 電話番号, 学校記入欄, and 必須/返還誓約書提出/済.

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いづれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Form for 電話番号(担当者名), 学校番号, and 区分.

異動・補導係 郵送必要 入力不可 (22.4)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の変更可能月額一覧表

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

| 区分 | 2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校(4・5年生), 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額 | | | | | | | |
|-----------|--|---------|---------|---------|--------------------------------|---------|---------|---------|
| | 大学 | | | | 短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年次) | | | |
| | 国公立 | | 私立 | | 国公立 | | 私立 | |
| | 自宅 | 自宅外 | 自宅 | 自宅外 | 自宅 | 自宅外 | 自宅 | 自宅外 |
| 最高月額(※) | 45,000円 | 51,000円 | 54,000円 | 64,000円 | 45,000円 | 51,000円 | 53,000円 | 60,000円 |
| 最高月額以外の月額 | | | | 50,000円 | | | | 50,000円 |
| | | 40,000円 | 40,000円 | 40,000円 | | 40,000円 | 40,000円 | 40,000円 |
| | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 |
| | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 |

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

| 対象者 | | 上記以外の者の変更可能月額 | | |
|------------------|----------------------|---------------|---------|-----------|
| 区分 | | 自宅月額 | 自宅外月額 | 自宅・自宅外低月額 |
| 大学 | 国公立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私立 | 54,000円 | 64,000円 | 30,000円 |
| 短期大学 | 国公立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私立 | 53,000円 | 60,000円 | 30,000円 |
| 大学通信教育(通年スクーリング) | | 54,000円 | 64,000円 | 30,000円 |
| 大学院 | 修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程 | 88,000円 | | 50,000円 |
| | 博士・博士後期課程 | 122,000円 | | 80,000円 |
| 高等専門学校(1～3年次) | 国公立 | 21,000円 | 22,500円 | 10,000円 |
| | 私立 | 32,000円 | 35,000円 | 10,000円 |
| 高等専門学校(4・5年次) | 国公立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私立 | 53,000円 | 60,000円 | 30,000円 |
| 専修学校専門課程 | 国公立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私立 | 53,000円 | 60,000円 | 30,000円 |

■2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の変更可能な月額一覧表

2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます。併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

- ※大学院については、給付奨学金(新制度)対象外のため、貸与月額の調整はありません。
- ※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。
- ※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。
 (様式2-1)「変更後の借用金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

| 大学 | 通学形態 | 昼間部 | | | 夜間部 | | |
|-----|------|----------|----------|---------------------------|----------|--------------------|----------------------------------|
| | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
| 国公立 | 自宅 | 0 (0) | 0 (0) | 20,300 (25,000) | 0 (0) | 10,600 (13,900) | 27,700 (20,000、32,400) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 13,800 | 0 | 0 | 21,200 |
| 私立 | 自宅 | 0 (0) | 0 (0) | 21,700 (20,000、30,300) | 0 (0) | 8,400 (15,600) | 20,000、31,200 (20,000、39,800) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 19,200 | 0 | 0 | 28,700 |

| 短期大学 | 通学形態 | 昼間部 | | | 夜間部 | | |
|------|------|----------|------------------|--------------------|--------------|--------------------|----------------------------------|
| | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
| 国公立 | 自宅 | 0 (0) | 3,800 (7,100) | 24,300 (29,000) | 0 (1,400) | 14,600 (17,900) | 29,700 (20,000、34,400) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 17,800 | 0 | 0 | 23,200 |
| 私立 | 自宅 | 0 (0) | 0 (0) | 22,900 (28,500) | 0 (0) | 7,400 (11,600) | 20,000、30,200 (20,000、35,800) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 17,400 | 0 | 0 | 24,700 |

| 高等専門学校 (4・5年生) | 通学形態 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
|-------------------|------|------------------|--------------------|----------------------------------|
| 国公立 | 自宅 | 7,900 (5,600) | 20,200 (20,700) | 20,000、32,500 (20,000、35,800) |
| | 自宅外 | 0 | 15,100 | 20,000、33,000 |
| 私立 | 自宅 | 0 (0) | 0 (0) | 24,600 (28,800) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 26,000 |

※高等専門学校本科1～3年生については、給付奨学金(新制度)の対象外のため、【調整後の貸与月額】は適用されません。

| 専修学校 (専門課程) | 通学形態 | 昼間部 | | | 夜間部 | | |
|----------------|------|------------------|--------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------|----------------------------------|
| | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
| 国公立 | 自宅 | 1,900 (3,800) | 16,200 (19,500) | 20,000、30,500 (20,000、35,200) | 8,800 (10,700) | 20,800 (24,100) | 20,000、32,800 (20,000、37,500) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 24,000 | 0 | 1,800 | 26,300 |
| 私立 | 自宅 | 0 (0) | 0 (0) | 23,800 (29,400) | 0 (0) | 5,700 (9,900) | 29,300 (20,000、34,900) |
| | 自宅外 | 0 | 0 | 18,300 | 0 | 0 | 23,800 |